

○八尾市総合評価一般競争入札評価委員会規則

平成29年 3 月31日規則第33号

最終改正 令和 3 年11月15日規則第109号

八尾市総合評価一般競争入札評価委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第 2 条の規定に基づき、八尾市総合評価一般競争入札評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の10の 2 第 5 項の規定による落札者の決定に関すること。
- (3) その他総合評価一般競争入札の実施に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員若干人で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 前項の規定による委員の委嘱は、事案ごとに行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、事案ごとに市長が定める。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(書面等による審査)

第7条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審査することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事案を所管する所属において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(10) (略)

(11) 八尾市総合評価一般競争入札評価委員会規則

(12)～(51) (略)

附 則 (令和3年11月15日規則第109号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委嘱されている委員及び当該委員で組織する八尾市総合評価一般競

争入札評価委員会については、改正後の八尾市総合評価一般競争入札評価委員会規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。